

# 東京都市大学 校友会 会則

〔 平成 25 年 3 月 13 日  
制 定 〕

改正 平成 26 年 6 月 21 日      改正 平成 28 年 6 月 18 日  
改正 平成 29 年 6 月 17 日      改正 平成 30 年 5 月 19 日  
改正 令和 3 年 5 月 15 日      改正 2022 年 5 月 21 日  
改正 2023 年 5 月 20 日      改正 2024 年 5 月 18 日  
改正 2025 年 5 月 17 日

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、東京都市大学校友会と称する。英文名は、Tokyo City Alumni Associationとする。

(所

第2条 本会の事務所は、東京都市大学(以下、大学という)との協議に基づき、大学の所在地(東京都世田谷区玉堤 1-28-1)内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を厚くし、組織の充実を図り、大学と連携して、母校の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員情報の管理運営
- (2) ホームページの管理運営及び会報の発行
- (3) 会員の福利厚生に関する事業
- (4) 地方及び職場における支部活動
- (5) 学生に対する支援事業
- (6) 大学との共同事業
- (7) 学術の振興等に関する事業
- (8) 会員の顕彰
- (9) その他本会の目的達成に必要と認められる事業

## 第2章 会 員

(会員の種類)

第5条 本会の会員は、次の資格を有する者とする。

(1) 正会員

- ア. 東京都市大学、その前身校である武蔵工業大学、武蔵高等工科学校、武蔵工業専門学校及び東横学園女子短期大学(以下「母校」という)を卒業又は修了等した者
- イ. 母校に在学し退学した者で、本人が入会を希望し、常任幹事会の承認を経た上、所定の手続を完了した者

(2) 準会員

東京都市大学の学生

(3) 特別会員

- ア. 東京都市大学の現職教員及び前身校を含む退職教員
- イ. 東京都市大学の現職職員

(4) 賛助会員

本会の趣旨に賛同し、支援する者で常任幹事会の承認を経た者

(5) 名誉会員

本会又は母校に功労があった者で常任幹事会の承認を経た者

(資格喪失)

第6条 会員は、次によりその資格を失う。

- (1) 会員が死亡した場合、又は失踪宣告された場合。
- (2) 退会届を提出した場合。

(3) 本会の目的に反する行為があった場合。

### 第3章 組 織

(組織構成)

第7条 本会は、本部、地方支部(海外支部を含む)、職場支部、学内支部により組織し、学科同窓会との連携のもとで構成する。

### 第4章 役 員

(役 員)

第8条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 顧 問 1名
- (2) 会 長 1名
- (3) 副 会 長 若干名
- (4) 常任幹事 20名以内
- (5) 幹 事 80名以内
- (6) 監 査 役 2名

(顧 問)

第9条 顧問は、東京都市大学学長とし、会長の諮問に助言を与える。

(会 長)

第10条 会長は、幹事会において正会員でかつ幹事のうちから選出し、総会の承認を得るものとする。

- 2 会長は、校友会活動を総括し、本会を代表する。
- 3 会長の選出方法は、本会細則に定める。

(副会長)

第11条 副会長は、幹事のうちから会長が推薦し、幹事会の承認を得るものとする。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

(常任幹事)

第12条 常任幹事は、幹事会において幹事のうちから、次の区分により選任する。

- (1) 世田谷キャンパスの学科同窓会より 11 名以内
- (2) 横浜キャンパスの学科同窓会より 4 名以内
- (3) 大学教職員より 2 名以内
- (4) 地方支部より 1 名以内
- 2 常任幹事の選任数には、副会長を含めるものとする。
- 3 常任幹事は、会長及び副会長を補佐し、本会の事業の執行に当る。

(幹 事)

第13条 幹事は、次の区分から選出する。

- (1) 各学科同窓会に所属している正会員のうちから若干名
- (2) 北海道東北、関東甲信越、中部、北陸、関西、中国四国、九州沖縄の各地域ブロックからブロック長を1名ずつ計7名
- (3) 職場支部の支部長のうちから3名程度
- (4) 学内支部から 1 名
- (5) 大学教職員から 2 名程度
- (6) 常任幹事会が選出した若干名
- 2 幹事は、本会の活動及び運営を分担すると共に、選出母体との連絡に当る。

(監査役)

第14条 監査役は、次により推薦し、総会の承認を得るものとする。

- (1) 幹事会において幹事及び常任幹事以外の正会員から 1 名
- (2) 大学教職員より 1 名
- 2 監査役は、本会の活動及び運営を監査する。
- 3 監査役は、幹事会及び常任幹事会に出席することができる。

(役員の任期)

第15条 役員(顧問を除く)の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員を生じた場合の補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、その職務を行う。

(役員の解任)

第16条 役員の解任は、心身等の事由により職務の執行に耐えられない場合、又は職務違反、その他役員に相応しくない行為が認められた場合、幹事会に諮り決議することができる。

## 第5章 総会

(総会)

第17条 定期総会は、毎年1回春季にこれを開き、臨時総会、は幹事会が必要と認めたときこれを開く。

2 総会には、事業報告書、収支決算書並びに幹事会において必要と認めた事項を提出し、その承認を受けるものとする。

3 総会には、事業計画書及び収支予算書を提出し、報告をする。

4 総会の議事は、出席正会員の過半数をもって決する。

5 総会の議長は、会長が務める。

## 第6章 幹事会

(役割)

第18条 幹事会は、本会の活動に係る事案を決議する役割を担う。

(幹事会の構成)

第19条 幹事会は、会長、副会長及び幹事をもって構成する。

(決議事項)

第20条 幹事会は、次の事項を決議する。

(1) 本会会則の改廃

(2) 総会提案事項

(3) 事業計画及び事業報告

(4) 収支予算及び収支決算

(5) 繰越残預金等の使途に関する事項

(6) 資産の管理処分に関する事項

(7) その他重要事項

(幹事会の開催と運営)

第21条 幹事会は、幹事の過半数又は会長が必要と認めた場合これを開く。

2 幹事会は、幹事の過半数の出席により成立し、議事は出席幹事の3分の2以上により決する。

3 幹事会の出席数は、委任状数も含める。

4 幹事会は、幹事会開催通知及びその議事要項を文書にて事前に告知する。

5 会長は、必要と認めたとき、幹事以外の者を出席させることが出来る。

6 幹事会の議長は、会長が務める。

## 第7章 常任幹事会

(役割)

第22条 常任幹事会は、本会の活動に係る事案を審議し、執行する役割を担う。

(常任幹事会の構成)

第23条 常任幹事会は、会長、副会長及び常任幹事をもって構成する。

(常任幹事会の開催と運営)

第24条 常任幹事会は、常任幹事の過半数又は会長が必要と認めた場合これを開く。

2 常任幹事会は、常任幹事総数の3分の2以上の出席により成立し、議事はその出席者の3分の2以上により決する。

3 常任幹事会の出席者数は、委任状を含める。

4 会長は、必要と認めた時、常任幹事以外の者を出席させることが出来る。

5 常任幹事会の議長は、会長が務める。

(審議事項)

第25条 常任幹事会は、次の事項を審議する。

(1) 本会会則の改廃

(2) 会員情報の管理運営に関する事項

(3) 幹事会提案事項

(4) ホームページ及び会報の編集方針に関する事項

(5) 会員の福利厚生に関する事項

(6) 委員会活動に関する事項

- (7)支部活動に関する事項
- (8)大学との共同事業に関する事項
- (9)学生支援に関する事項
- (10)学術の振興等に関する事項
- (11)表彰に関する事項
- (12)学校法人五島育英会評議員候補者の選出
- (13)その他業務運営に関する事項

## 第8章 本 部

### (目 的)

第26条 本部は、本会全体の組織運営を図り、事業の適正な執行を行うものとする。

### (役 割)

第27条 本部は、各組織との連携のもとで諸活動を展開し、校友会活動の活性化を図る。

### (組 織)

第28条 本部は、常任幹事会、委員会及び事務局によって構成する。

### (事務局)

第29条 事務局は、本会の事務を処理する。

- 2 事務局の運営は、本会と大学との協議のうえ決定する。

## 第9章 地方支部

### (目 的)

第30条 地方支部は、全国の都道府県ごとに在住する会員による会員相互の親睦、情報交換などの校友会活動を通じて、母校の発展に寄与するものとする。

- 2 地方支部は、常任幹事会の承認を経て設置することができる。

### (役 割)

第31条 地方支部は、本部及び大学と連携した諸活動を通じて、各地方における母校の社会的評価の向上に努める。

- 2 地方支部は、各地方における学生の就職活動などを支援する。
- 3 地方支部は、各地方における校友会活動の展開を図ることにより、全国規模での母校の広報に寄与する。

## 第10章 職場支部

### (目的)

第32条 職場支部は、職場に属する会員による会員相互の親睦、情報交換などの校友会活動を通じて、母校の発展に寄与するものとする。

- 2 職場支部は、常任幹事会の承認を経て設置することができる。

### (役割)

第33条 職場支部は、本部及び大学との意思疎通を図り、学生の就職活動などを支援する。

## 第11章 学内支部

### (目 的)

第34条 学内支部は、大学に勤務する会員相互の親睦、情報交換などを図ると共に、支部の特性を活かした活動を通じて、母校の発展に寄与するものとする。

### (役 割)

第35条 学内支部は、本会及び大学との連携を図り、学内開催行事等の活動に取り組む。

## 第12章 学科同窓会との連携

### (学科同窓会との連携)

第36条 本会は、学科同窓会との連携を図り、協調して校友会活動を展開することにより、所期の目的を達成するものとする。

## 第13章 委員会

### (委員会の設置)

第37条 本部には、事業の執行を図るため、次の委員会を置く。

総務委員会、事業企画委員会、財務委員会、広報委員会、デジタルトランスフォーメーション委員会、支部委員会、学生支援委員会、卒業生のためのキャリア支援委員会

2 委員会は、常任幹事会の承認を経て設置することができる。

3 委員会の役割等については、本会細則に定める。

## 第14章 会計

### (収入)

第38条 本会の運営に係る収入は、会費、維持会費、年会費及び寄付金等による。

### (会費)

第39条 会費は、正会員及び準会員が納入する終身会費による。

### (維持会費)

第40条 維持会費は、正会員が任意に納入する。

### (年会費)

第41条 年会費は、賛助会員が納入する。

### (支出)

第42条 本会の運営に係る支出は、事業の実施及び運営に係る費用項目、及び学科同窓会への活動支援費による。

### (会計年度)

第43条 会計年度は、当該年の4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する。

## 第15章 事業計画

### (事業計画)

第44条 事業計画は、常任幹事会での審議を経て、幹事会で決議する。

2 決議された事業計画は、総会に報告する。

### (事業年度)

第45条 事業年度は、当該年の4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する。

### (事業報告)

第46条 事業報告は、総会で承認を得る。

## 第16章 収支予算及び収支決算

### (収支予算)

第47条 収支予算は、常任幹事会での審議を経て、幹事会で決議する。

2 決議された収支予算は、総会に報告する。

### (収支決算及び決算報告)

第48条 収支決算は、監査役による監査を受け、常任幹事会での審議を経て、幹事会上に上程して決議する。

2 決算報告は、総会で承認を得る。

## 第17章 補則

### (改廃)

第49条 この会則の改廃は、総会の承認を得なければならない。

### (細則)

第50条 この会則施行について必要な細則は、別に定める。

付則(平成25年3月13日)

この会則は、東京都市大学校友会発足準備会の議決により制定、武蔵工業会及び美砂会の承認を

経て、平成25年3月13日から適用し、平成25年4月1日から施行する。なお、幹事会が発足するまでの間、東京都市大学校友会発足準備会が、その役割を担うものとする。

付則(平成26年6月21日)

この会則は、平成26年4月1日から適用する。

付則(平成28年6月21日)

この会則は、平成28年6月18日から適用する。

付則(平成29年6月17日)

この会則は、平成29年4月1日から適用する。

付則(平成30年5月19日)

この会則は、平成30年4月1日から適用する。

付則(令和3年5月15日)

この会則は、令和3年4月1日から適用する。

付則(2022年5月15日)

この会則は、2022年3月1日から適用する

付則(2023年5月20日)

この会則は、2023年4月1日から適用する

付則(2024年5月18日)

この会則は、2024年4月1日から適用する

付則(2025年5月17日)

この会則は、2025年4月1日から適用する